



# 2015年の 税務申告を マスターする!

## <前編> 贈与税のポイントと申告時の注意点

田中卓也税理士事務所代表 税理士・CFP®認定者 田中卓也

税務申告の時期が近づいてきました。毎年この時期になると、FPに対しても税務に関する相談が増えてくることでしょう。特に今回は、2015年からの相続税改正に伴い、生前贈与を行う人が増えました。それに伴い、2015年3月期に初めて贈与税の申告を行うという人も一定数いると思われます。そこで、本稿では前編として、相続税対策として贈与を行う際の注意点、特例を使った際の申告のポイントについて解説します(後編では所得税を取り上げます)。

### PART 1 生前贈与による相続対策を行っている人の状況

2015年1月から相続税において遺産にかかる基礎控除額の引下げを幹とした相続税の課税ベースの拡大が施行される(図表1)。これにより、今まで「相続税の納付義務のない人」から「相続税の納付義務のある人」が都市部を中心に増えることが予想されている。そこで、相続対策としてまず思いつのが「だったら、生前贈与を行い、相続税をより少なく、や「相続税納税が生じたとしても、生前贈与でまかなえるように」ということではないだろうか。

この状況を受け、2015年3月期申告はいつもにも増して、贈与税の申告に関心が集まるとされている。そこで、まずは、生前贈与による相続対策を行っている人の状況をみていこう。

国税庁から「平成25年分の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税」という統計資料が発表されている。

それによると、贈与税の申告書を提出した人員は49万1000人で、平成24年分の43万7000人から5万5000人増加、割合にして12・6%増加しているとのデータが読み取れる。

さらにそのうち、申告納税額と

いう観点からみると、平成24年分は1311億円なのに対し平成25年分は1718億円と約408億円の増加、割合でいうと31・1%の増加であることが読み取れる(図表2)。

贈与税の申告は所得税(復興特別所得税含む、以下同じ)や消費税の申告とは大きく違う。所得税消費税が「納税義務などの」必要に迫られて申告する」というも

のであるのに対し、贈与税は「自発的に申告する」「相続対策の環境として生前贈与を積極的に活用する」ということがあるのだ。

つまり、平成25年分(平成26年3月期)の贈与税の申告状況から読み取れるのは、通常年にも増して、贈与税の申告書提出という行動をした人が増えた(+12・6%)

その数値は平成24年分が13万8000人から平成25年分が16万1000人とやはり11・7%の伸びを示している。

これらのことを総合すると、平成27年から相続税の遺産に係る基礎控除額の引下げが行われる前に「贈与税を払ってでも、積極的に生前贈与してしまおう」という人が増えたという側面と、贈与税の配偶者控除や直系尊属から住宅取得等資金の贈与の非課税特例といったところに代表される「贈与税がかからない範囲内での税法特例を積極的に活用しよう」という側面の両方がいたと見るべきだろう。

### PART 2 非課税になる特例の概要 (贈与税の配偶者控除/住宅取得等資金の贈与)

「相続税の節税も図りたい、さりとて、贈与税も払いたくない」という方が活用している主な特例が「贈与税の配偶者控除」と「住宅取得等資金の贈与の非課税特例」である。

これらの特例の効果の共通点は「相続開始前3年以内の生前贈与は相続財産に計上する」という、いわゆる「3年以内持戻し加算」の対象から外れるということにある。

●「贈与税の配偶者控除」

贈与税の配偶者控除というのは夫婦の間で居住用の不動産等を贈与したときの配偶者にかかる税金が非課税になる特例のことを指す。婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円が非課税となるので、最高2110万円まで贈与税の課税対象とならない。

この特例を受けるための具体的

